

## 鬼北町新型インフルエンザ等対策本部の設置について

1. 設 置	新型インフルエンザが国内発生し、流行の兆しが見えてきた段階で、町長（本部長）が必要と判断した場合、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
2. 本部体制	本部長は町長とし、副本部長に副町長・教育長をもってあて、部を置き、それぞれの関係課長をその長にあてる。
3. 設置場所	新型インフルエンザ等対策本部は、総務財政課に設置する。ただし、必要に応じて、保健センターに代替本部を設置する。
4. 会議の開催	情報収集を行い、本部長が必要と判断した場合、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、応急対策活動等について協議する。
5. 情報提供	必要に応じてプレスルームを新型インフルエンザ等対策本部に近接する場所に設置し、報道機関と連絡強化を図り情報提供を行う。
6. 情報収集	国、県、その他の関係機関から情報収集を図り、その内容を十分、協議・検討し新型インフルエンザ等対策本部の活動方針の参考とする。
7. 事務局	本部に事務局をおき、総務財政課・保健介護課がその任にあたる。また、事務局長に総務財政課長、副事務局長に保健介護課長があたる。
8. 事務分掌	各部の事務分掌については、鬼北町地域防災計画の第3編第2章2の(3)に準じるが、今回の事務分掌については、対策本部内で協議し決定するものとする。
9. 連絡体制	新型インフルエンザ等対策本部に対応するための連絡体制については、別紙のとおりとする。
10. その他	その他、新型インフルエンザ対策に対応するための事項については、新型インフルエンザ等対策本部で協議し本部長が決定するものとする。